

厚生労働省「教育訓練給付制度」との連携

経済産業大臣の認定した講座のうち、厚生労働省が定める一定の基準を満たし、専門実践教育訓練として厚生労働大臣の指定を受けた講座については、以下の制度を利用することができます。

※「専門実践教育訓練」の指定には様々な要件がありますので、詳しくはHP等をご覧ください。

受講者のみなさま

専門実践教育訓練給付金の支給

- 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給します。
- また、専門実践教育訓練を受講する45歳未満の離職中の方に対しては、基本手当日額の80%が訓練受講中に2か月ごとに支給されます（令和3年度末まで）

支給の条件

- ・給付金を受給するためには、雇用保険の支給要件期間が3年以上（初回の場合は2年以上）である必要があります（過去に給付金を受給した場合、その時の受講開始日以前の期間は通算できません）

給付の内容

- ・受講費用の50%（上限年間40万円）が6か月ごとに支給されます。
- ・さらに、受講を修了した後、1年以内に雇用保険の被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加で支給します。

企業のみなさま

人材開発支援助成金の支給

- 従業員に専門実践教育訓練を受講させまたは受講を支援する場合に、人材開発支援助成金により、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について助成金が受けられます。

助成額／助成率

- ・人材開発支援助成金特定訓練コース
経費助成：45%（30%）
賃金助成：760円（380円）
1人1時間あたり

※括弧内は、中小企業以外の助成額・助成率

※上記給付金、助成金には様々な受給要件がありますので、詳しくはHP等をご覧ください。

・専門実践教育訓練給付制度の講座指定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/shokugyounouryoku/career_formation/kyouiku/03_00004.html

・教育訓練給付金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku.html

・人材開発支援助成金について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html